

第 2 - 7

条例第 36 条 3 の 2 区画

指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準

条例第36条の3の2 指定数量の指定数量の5分の1以上指定数量未満の危険物を屋内において貯蔵し、又は取り扱う場所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、次のとおりとする。

- (1) 壁、柱、床及び天井は、不燃材料で造られ、又は覆われたものであること。
- (2) 窓及び出入口には、防火戸を設けること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、又は取り扱う床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、適当な傾斜をつけ、かつ、ためますを設けること。
- (4) 省略
- (5) 危険物を貯蔵し、又は取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。
- (6) 可燃性の蒸気又は可燃性の微粉が滞留するおそれのある場合は、その蒸気又は微粉を屋外の高所に排出する設備を設けること。

<屋内において少量危険物を貯蔵又は取り扱う場合の区画>

屋内において少量危険物を貯蔵又は取り扱う場合には、次により不燃材料で区画した室内(以下「不燃区画室」という。)に設けること。

1 区画の構造

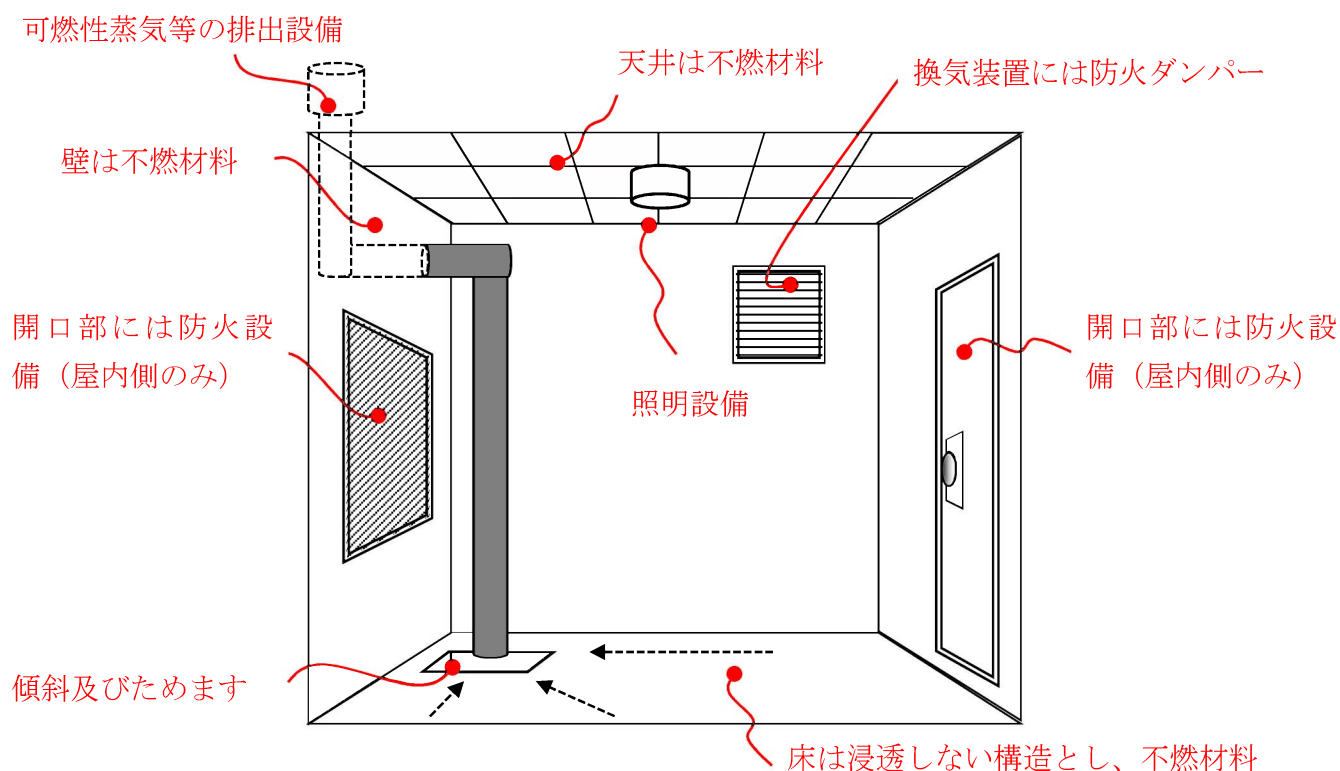
- (1) 壁、柱、床及び天井は不燃材料で造られ、又は覆われたものとするが、天井を有しない場合は屋根を不燃材料で造ること。
- (2) 窓及び出入口には防火設備を設けることとするが、防火設備に代えてドレンチャー設備を設ける措置でも差し支えないこと。なお、同一の場所とされる室の中に間仕切りを設ける場合は、当該間仕切りに設ける扉は防火設備としないことができるが、当該間仕切りは不燃材料で造ること。
- (3) 液状の危険物を貯蔵し、取り扱う際の危険物の流出防止措置として、「危険物が浸透しない構造」とは、一般的にコンクリート造又は取り扱う危険物により劣化しない金属製の床等とすること。
- (4) 「適当な傾斜」とは、危険物が円滑にためますに流入する程度の勾配(概ね1/200)とすること。また、危険物を貯留するための「ためます」とは、危険物を取り扱う室において貯蔵し、又は取り扱う容器又は設備等からの流出するおそれのある危険物の量に応じて設けることとし、標準的な大きさとしては縦、横、深さがそれぞれ最低30センチメートル以上とすること。
- (5) 採光及び照明については、危険物を取り扱う際、採光又は照明のいずれかにより安全な取扱いのための明るさが確保されていること。なお、必ずしも両方を備える必要はない。また、換気設備については、換気扇又はガラリ等の設備を有効に換気することができる位置に設けることとするが、その際は密閉された室の空気の入替えを目的として、「吸気」と「排気」の2箇所

以上を設ける必要があること。

- (6) 火を使用する設備に付属する煙突や排気筒以外のダクトが不燃区画室から他の室へ貫通する場合においては、FD（ファイヤーダンパー）を設けること。
- (7) 火を使用する設備に付属する煙突や排気筒が不燃区画を貫通する場合においては、種類・材質に応じて区画貫通後の排気筒をラッキング（「規則第13条区画編」の「5-13条区画の取扱い」(3)）すること。

2 区画の例示

<立面図>



排出設備について、引火性液体類及び引火性固体から発生する可燃性蒸気は、一般的に空気より比重が大きいため、低所に滞留する性質を有することから、屋内の低所（ためます等）から吸い上げ、高所（屋根上又は地上からの高さを4メートル以上の場所）に排出する構造としなければならない。

また、設置の目的が換気設備とは異なることから、換気設備はガラリやベンチレーターの設置により基準を満たすことができるが、排出設備は強制的に吸引し、屋外の開放空間等に放出する構造が求められる。さらに、可燃性蒸気が放出される空間となるため、火気設備等を設置する場合も離隔距離を確保する必要がある。

<排気ダクト等の貫通処理>

火気設備の排気筒は不燃区画室から屋外貫通部までラッキング処理

